

バス業における動作の反動無理な動作災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	20～ 21	ダイヤ乗務終了後、営業所に到着し、運転席から立ち上り、輪止めをよけながら左足から降りた際、右足を出そうとしたところ、左足に痛みを感じ声を出した。	36～ 299	100
1	17～ 18	乗務中、T字路交差点を左折中、左手をミッションに置き、右手のみでハンドル操作をしたところ、首と右肩に痛みを感じ、首から右肩、右腕にかけてしびれを感じるようになった。	55～ 99	50
1	17～ 18	車庫内において高齢者疑似体験教習を実施中、身体に疑似体験ベスト（重さ4kg）、足首用錘（片足1kg×2）、手首用錘（0.5kg×2）および両ひざから首にベルトを着用し腰をかがめる、前かがみ姿勢体験ベルトを着用しながら行い、腰を捻挫した。	35～ 499	300
1	17～ 18	車庫内において高齢者疑似体験教習を実施中、身体に疑似体験ベスト（重さ4kg）、足首用錘（片足1kg×2）、手首用錘（0.5kg×2）および両ひざから首にベルトを着用し腰をかがめる、前かがみ姿勢体験ベルトを着用しながら行い、腰を捻挫した。	44～ 499	300
1	11～ 12	修理のため整備工場前にバスを止め下車する際、地面の段差に気づかず左足首をひねり、左足小指骨折を負い、全治4週間と診断される。	57～ 49	30
1	6～7	営業所構内で、始業のためバスの車輛点検を行っていた。早朝で周囲は暗く、バスに乗り込む際、ワンステップバス（段がある）のつもりで足を踏み出したが、実際はノンステップバスだったため段がなく、体勢が崩れて倒れそうになり、踏ん	57～ 299	100

		張った際に腰を痛めた。		
1	6~7	担当車両において運行開始前に行う始業点検と車内の清掃を終えてから、前ドアのステップを降りた時に左足を捻って負傷した。負傷直後は、出庫を控えていたためそのまま発車したが、運行中に痛みを強く感じたため、途中で車両の入れ替えをし、最後まで運行した。自宅に帰り様子を見たが、左足に違和感と痛みを強く感じて、その後、左第5中足骨骨折と分かった。	42	100 ~ 299
2	11~12	ホテルの入口にて車内に置いてあるお客様のスーツケースを下ろす際に腰部に激痛を発症しその後労務不能となったものである。	29	100 ~ 299
2	18~19	乗務中、非常口のブザーが鳴り、バスを停車し、非常口の扉を開け、赤いレバーを持ちながら何度も開閉している時、右手を痛めたものである。	54	100 ~ 299
2	6~7	乗務していたバスが故障した為、車庫から回送された代替りの車両と振替を行った。空港行きのバスであり、急いでいるお客様もいた為、荷物積み替えの際に慌ててバスから飛び降りて走ったところ、右足に痛みを感じたものである。その後、しばらくは運転を続けたが、痛みがひどい為、運行管理者に乗務員交代を申し出た。	40	100 ~ 299
2	11~12	当該被災者は、片側2車線道路の第1車線を時速約39kmで走行中、右前方第2車線目より関係乗用自動車第1車線を割って来た為、危険を感じ制動しながら約10m進行後、関係乗用自動車が急に減速し左折をした為、衝突の危険を感じ、急制動を行った。その際、急制動で追突は免れたが、衝撃で社内のお客様は転倒され、当該被災者は頸部、胸腰部、左肩を負傷した。	41	50 ~ 99
3	9~10	運行前点検時、車両から下車し地面へ着地した際に、バランスを崩して右下腿部に負荷がかかり負傷した。	58	30 ~ 49
3	10~11	アドブルー（窒素酸化物を中和する液体）をバスに注入する作業時、狭いスペースで体勢が悪く、液体が思っていたより重かったため、予想以上に負荷がかかり姿勢に無理が生じ、腰を痛めてしまった。	39	50 ~ 99

3	15~16	朝から季節の変わり目によく起きる腹痛に見舞われながら営業中、バス停で車いす客の乗車扱いをした際に、腰に負担がかかったと気付かずに営業を続行し、依然として腹痛が治まらないので、車庫前で乗務交代を行い早退が、腰に激痛が生じた。	47	~ 299	100
4	19~20	被災者は路線バス運転士で、前半乗務を終了し入庫した。入庫後、食事と休憩を取り、後半ダイヤの点呼時間になったため、2階休憩室から1階の点呼執行所へ向かった。階段を小走りで下りていたところ、左足から「びきっ」という音がし、激痛が走り歩行困難となった。	47	~ 299	100
4	5~6	高速バス乗務のため出勤し、乗車前点検を行っていた所、本社バス駐車場でバスから降りようとしたところ、地面にあった輪止めに気づかず足をひねり、右足くるぶしを骨折した。	48	—	
4	6~7	朝出勤し点呼を受け、出かけようと事務所入口から外へ出た所で後ろを振り返ったところ、入口のスロープ段差に足をとられてバランスをくずした。その際に右足甲を捻ったが大丈夫と思い、バスに乗務して帰る途中に痛みが増し、後日に骨折と判明した。	41	~ 299	100
4	13~14	スクールバスから身体の不自由な児童を抱えて降車する際に、ステップ上にてバランスを崩し、抱えていた児童を落とさないように庇うため、左膝で受け止めたところ児童の体重が膝にかかり負傷した。	57	~ 299	100
4	18~19	被災者は、ダイヤに乗務中、到着後にお客様の荷物をトランクより取り出していた際、後方よりお客様から声を掛けられ左に振り向いたときに腰を負傷した。	37	~ 299	100
5	8~9	お客様の荷物をバスから降ろす際、重い荷物を持った時に腰と膝を痛めた。	40	~ 299	100
6	7~8	駅東口にて、団地ルート（右回り）に乗車する車椅子のお客様がいたため、3番乗り場につけて乗車扱い終了後、スロープ板を収納しようとした際、左足をスロープ板から踏み外してしまい受傷した。	65	~ 299	100
	11~	車椅子のお客様と介助者が乗車の際、車椅子のお客様は、介助者と自身の足で乗車			100

6	12	し、車椅子を乗務員が抱えて車内へ運ぼうと持ち上げた時、腰部を痛めたものである。	53	～ 299
7	9~10	車庫内にある洗車機で車両の洗車を行うため、運転席の窓を開け、スイッチに右手を伸ばしたが届かず、腰を少し浮かし中指で押したところ負傷した。	37	100 ～ 299
7	15~16	有限会社置場敷地内において、敷地内車庫点検作業にダンプ荷台から誤って足を踏みはずし転倒した。	55	300 ～ 499
7	16~17	被災職員は、10号系統復路を運行中、バス停に於いて車いすでご利用のお客様が降車後、乗務用スロープ板を格納する際に、格納蓋が浮いており固定用ボタンを、親指で強く2、3度押したところ、痛みを感じた。	54	100 ～ 299
7	9~10	バス停で車いす客の乗車扱いをした際に、激痛を感じ更にバス車内にて車椅子のタイヤで足を踏まれ、左足と腰に痛みを感じながら何とか折り返し営業を行い車庫前にて乗務交代を行った。そのまま休業したもの。	55	100 ～ 299
7	5~6	朝出勤し、乗務担当のバスにおいて運行前点検をしていた際、バスの後部へ回り、エンジンルーム内の点検を行うため、エンジン部のリヤハッチを開けようとした。ロック解除ボタンを押したが固く、無理に開けようと右手親指で更に強く押し込んだところ、ハッチは開いたが、親指付け根辺りに激しい痛みを感じた。運転には支障が無いと判断し、担当業務を終えたが、その後に腫れの症状もあり、右手親指靭帯損傷と診断された。	41	100 ～ 299
7	12~13	1番乗り場にて乗車扱い中、子供を抱いた女性のお客様から、荷物を上げる手伝いの依頼を受けた。発車時刻が迫っていたことと軽量であると判断して片手で持ち上げたが、荷物が想像以上に重く、腰を負傷した。	53	100 ～ 299
7	21~22	バスの運転中、乗客の男性から行先について粗暴な態度で問いかけられ、信号で停車し、さらにやり取りするうちに、立腹した男性から大声で怒鳴られ、首元をわしづかみにされた。久社は、いわゆるギックリ腰的なショックで、首や腰に痛みが現れ、翌日に整形外科を受診し、急性腰痛症、腰部椎間板症と診断され、休業および治療が必要となった。	49	50 ～ 99

7	12～ 13	被災者はバスを運行中、電動車椅子のお客様を被災者と現認者の2人でバスに乗せようとし、現認者はバス車外から車椅子を押し、被災者はバス車内から車椅子を引き上げた。しかし、車椅子が思いのほか重く、力を入れて引き上げようとしたため負傷した。	43	30 ～ 49
9	16～ 17	上記日時場所にて、車イスを乗車させている時、車イスの重さで腰を痛めたものがある。	49	100 ～ 299
9	5～6	当該者は上記日時で乗客の重いスーツケースを荷台に載せた際、腰に痛みを感じたが、そのまま業務をしていた処、後日同じように乗客のスーツケースを載せた際に更に痛みが悪化し病院へ受診した。	49	100 ～ 299
9	8～9	運行中バス停において、電動車椅子のお客様を乗車する際、腰を痛めたものである。	59	50 ～ 99
9	15～ 16	貸切業務を担当、目的地の学校に到着してお客様が降車された後に、車内の忘れ物等を確認するために腰を屈めたところ、腰に痛みが走り負傷した。	30	50 ～ 99
10	11～ 12	営業所車庫内で、営業所のタイヤホイールを車両から降ろして所定の保管場所へ運ぶ作業中、一人でタイヤホイールを持ち車庫内を移動中、車庫内の凹みに左足をとられバランスを崩した時、左足に痛みを感じた。すぐ足を確認したところ甲の部分が腫れていた。	54	100 ～ 299
10	20～ 21	乗務終了の点呼を受け、自家用車に荷物を置いて、営業所へ戻ろうとした際に明かりの加減で水溜まりの様に見えた箇所があったため、飛び越え着地した際に足に痛みが走った。	20	30 ～ 49
10	11～ 12	スロープ板を使用し電動車椅子を乗車させる際、スロープ板との角度が緩やかでなかったため、車椅子の前部がスロープ板に接触して乗車できなくなり、前方に回り込み引き上げた時に腰部を痛めた。引っかからないよう後方から車椅子を引きながら降車させた際、再度腰部を痛めた。	52	50 ～ 99

10	6~7	車イスのお客様を降車させるため、スロープ板を渡そうとしたが、スロープ板が開かないため使えない。そこで車イスのお客様を抱えて降車させている際、足を捻って捻挫したもの。	61	50 ~ 99
11	15~ 16	当日乗務終了後、工場の整備士に故障でエンジンのかからない車両の移動を頼まれ、バスを車両後方から手で押した際に左脚に力がかかり過ぎ負傷した。	50	100 ~ 299
11	9~ 10	運転士は、バスを運行中、次発まで時間があつたため駅西口ロータリー内にて待機中に、フロントガラスを拭こうとフロントバンパーに乗った。清掃後、バンパーより降りる際に体を捻ったために、腰を痛めたものである。	56	100 ~ 299
11	19~ 20	駅ロータリーにて、バス車内に降車したお客様の忘れ物があった為、急いで届けようと、バスを降り、走ろうとしたところ、左足に痛みが出た。	45	100 ~ 299
11	11~ 12	運行中、バス停において、車椅子をご利用のお客様がスロープを上られる際に、前進スイッチを入れていただくようお願いし、車椅子を後ろから介助したものの、お客様のスイッチ操作がおぼつかなかったのか前進スイッチが突然切れてしまい、予想以上の重みがかかり、右肘に痛みを感じた。	56	100 ~ 299
12	14~15	お客様の荷物の積み降ろしをしていた際、腰に負担が掛かり、違和感を抱いた。翌日の朝、腰に痛みが出た。	58	30 ~ 49

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)